

第9回定例農業委員会の開催

- 日 時** 12月14日(木) 13:30～
- 会 場** 船岡地区公民館
- 問い合わせ** 農業委員会事務局 ☎76-0207
- ページID** 0003145

※申請書は、毎月20日までに提出してください。
翌月の定例農業委員会で審議します。
※日程は変更となる場合があります。

新規就農相談を受け付けています!

八頭町では稲作を中心に梨、柿などが栽培されています。これから新たに農業を始めたいと考えている方を対象に、役場産業観光課をはじめとした関係機関(サポートチーム)が「新規就農相談」を受け付けています。



まずは、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ 産業観光課 ☎76-0208

八頭町婚活支援事業

恋活♡婚活クリスマスパーティーを開催します

ゲーム大会で楽しく、恋の仲を深めませんか。結婚に前向きな方、八頭町に興味のある方大歓迎です!



日 時 12月17日(日)
13:20～16:30
(受付13:00～)

会 場 とりぎん文化会館

対 象 おおむね30～40代の未婚の男女各10人

内 容 ゲーム大会、フリートークなど

参加費 男性4,000円、女性3,000円

申込方法 氏名、生年月日、年齢、住所、職業、連絡先、メールアドレスを入力のうち、ホームページまたは公式LINEより申し込んでください。

申込期限 12月8日(金)

主催・問い合わせ

鳥取県結婚相談室mirarc(ミラーク)

☎0857-30-5833



令和5年度(上半期)

財政状況の報告

地方自治法第243条の3第1項および八頭町財政状況の公表に関する条例第2条の規定により、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間における八頭町の財政状況を公表します。

○歳入歳出予算の執行状況(令和5年4月1日～令和5年9月30日)

(単位:千円・%)

区 分	予算現額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
一般会計	13,024,997	6,444,656	49.4	3,896,763	29.9
国民健康保険特別会計	1,906,385	901,576	47.2	690,525	36.2
簡易水道特別会計	315,240	135,084	42.8	123,033	39.0
公共下水道特別会計	576,938	111,596	19.3	131,149	22.7
農業集落排水特別会計	639,209	91,793	14.3	273,810	42.8
介護保険特別会計	2,842,762	1,394,652	49.0	924,549	32.5
宅地造成特別会計	3,000	285	9.5	1,461	48.7
墓地事業特別会計	700	1,021	145.8	50	7.1
後期高齢者医療特別会計	227,624	82,806	36.3	79,667	34.9
上私都財産区特別会計	5,400	5,628	104.2	0	0.0
市場、覚王寺財産区特別会計	180	398	221.1	40	22.2
上津黒、下津黒財産区特別会計	3,600	7,362	204.5	0	0.0
篠波財産区特別会計	16,800	16,863	100.3	203	1.2
大江財産区特別会計	6,900	7,252	105.1	1,119	16.2
計	19,569,735	9,200,972	47.0	6,122,369	31.2

※収入より支出が多い会計については、会計間の繰替運用により経理しています。

寒波に備え、水道管の防寒対策を！

水道管を凍らせないようにしましょう！！

気温がマイナス4℃以下になると、防寒対策の不完全な水道管は凍結し、破裂する場合があります。露出している部分を保温材料、タオル、布などで保護するだけでも効果はありますので、冬季は必ず防寒対策をしましょう。

凍りやすい水道管は…

- 屋外にあるもの
- 管がむき出しになっているもの
- 風当たりが強いところにあるもの

水道管が凍って水がでないときは…

蛇口を少し開けた状態で自然に解けるのを待つか、凍った部分にタオルをかぶせて、その上からゆっくりぬるま湯をかけて温めましょう。熱湯を直接かけると破裂する恐れがあります。

水道管が破裂したら…

メーターボックスが宅地内にあります。予めボックスの場所を確認し、止水栓を閉める等の応急手当してから、町指定工事店へ（町ホームページに掲載）修繕を依頼してください。**メーター器から宅内側の漏水修繕は、自己負担となります。**

また、指定工事店で修理された場合は、水道使用料減免の対象となる場合があります。

※2カ月を超えての漏水および減免申請が修繕の翌月を超えた場合は、減免の対象となりませんのでご注意ください。



積雪などで検針できないときは…

やむを得ず「推定検針」とする場合があります。

※推定検針とは、積雪により検針できないときに、過去の使用水量を参考にした水量を当月分の使用水量とすることです。雪解け後の検針で実際の使用水量との差額を精算します。

積雪時には、水道メーター周辺の除雪にご協力をお願いします。（毎月1日～8日に検針）

問い合わせ 上下水道課 ☎72-3973

農業者年金に加入しませんか

農業者年金の特徴

■ 農業者の方なら広く加入できます

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)で、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

■ 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代でも安心

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

(注) 運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

■ 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金が遺族へ支給されます

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

■ 社会保険料控除など税制面での優遇があり、節税になります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

■ 保険料(月額2万円～6万7千円)は自分で選べ、いつでも変更できます

自分が必要とする年金額の日標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも変更できます。(35歳未満で国庫補助対象者とならない方は月額1万円から選択できます。)

■ 認定農業者など一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎76-0207